

平成28年度
狛江市が交付する補助金の
所管課による評価

(補助金概要表・補助金評価シート)

企画財政部財政課

目次

所管課	補助金名	頁
地域活性課	1 体験農園補助金	1
高齢障がい課	2 障がい者通所施設等支援事業補助金	3
児童青少年課	3 チャイルドライン事業補助金	5
環境政策課	4 地球温暖化対策住宅用設備設置助成金	7
	5 界わい緑化助成金	9

補助金概要表

補助金名	体験農園補助金						
予算科目	款	項	目	事業名	農業振興関係費		
	6	1	3				
補助開始年度	平成24年度			所管課	地域活性課		
交付目的	農業体験の場を確保し、農業経営の一つとして定着させ、良好な農地の保全を図ることを目的とする。						
根拠条例等	農業体験農園事業補助金交付要綱						
交付対象条件	次に掲げる要件を備えた体験農園の整備及び運営できるもの (1) 体験農園全域が狛江市内にあり、現況が農地で、面積が700㎡以上であること。 (2) 1区画あたりの面積は25㎡以上とし、1体験農園につき25区画以上整備できること。 (3) 5年以上体験農園として使用できること。 (4) 日照、排水等体験農園に適していること。 (5) 農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令上支障がないこと。						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	施設等の整備に要する経費及び運営に要する経費						
補助事業の成果 (過去5年間)	平成24年度 設備に要する経費：1件 運営に要する経費：1件（29区画分） 平成25年度 設備に要する経費：1件 運営に要する経費：2件（59区画分） 平成26年度 設備に要する経費：0件 運営に要する経費：2件（71区画分） 平成27年度 設備に要する経費：0件 運営に要する経費：2件（74区画分） 平成28年度 設備に要する経費：0件 運営に要する経費：2件（75区画分）						
課題	体験農園を開始して5年が経過するが、実際に事業を実施している農家は、2件しかなく、数を増やしたいと考えているが、新規で開設する農園が不足している。						
過去5年間の補助実績		24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (予算額)	
	市補助金額	千円 1,684	千円 2,508	千円 735	千円 740	千円 780	
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
一般財源	1,684	2,508	735	740	780		
	交付件数	2	3	2	2		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	体験農園補助金
------	---------

交付基準チェック

評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交 付 基 準		判 断 基 準	評 価	評 価 理 由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	○	〔計画名と該当項目〕 狛江市後期基本計画 4.個別施策 市民生活 地域振興 施策の方向性 2)都市農業の振興 認定農業者・体験型農園の取組みを通じて、農業経営基盤の強化を支援していく。
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	○	
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	○	補助に対する効果は体験農園の利用者に限定されているが、整備に要する経費は約3分の1の自己負担があり、また運営に要する経費についても利用料の約30%の補助であり、多額ではない。
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	×	
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものである。	○	現在、市民が農業の体験をできる事業としては、市民農園と体験農園がある。共に、人気が高く需要に対して供給が不足している状況である。体験農園を実施している農家は2件しかなく、今後においても新たな農園を開設させるために、当該補助金が必要である。
		創設当時に比べ必要性(社会需要及び補助対象)が薄れていない。	○	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。(零細補助で効果がないものではないか。)	○	市内の農地が減少し続ける要因の一つとして、農業従事者の高齢化に伴う農業経営の困難さが挙げられる。そのため、農家の経営基盤強化を支援し、農業に親しみたいという市民ニーズに対応するための補助が必要である。
		補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	○	
		補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	○	

前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

上記意見等に対するこれまでの対応結果

所管課の全体評価(今後の方針・取組・改善策)

市内の農地は、年々減少の一途をたどっている。そのため、農地保全には、市内農家が体験農園により農業経営の多角化を図り、経営基盤を強化することが有効であると言える。今後も、市として農地を保全し、併せて市民ニーズに対応していくために、当該補助を継続的に実施することにより、農家の支援を行っていくことが必要である。

補助金概要表

補助金名	障がい者通所施設等支援事業補助金						
予算科目	款	項	目	事業名	障がい者通所施設等支援事業		
	3	1	8				
補助開始年度	平成24年度		所管課	高齢障がい課			
交付目的	狛江市から重度障害者通所訓練事業を受託していた法人が、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所に移行した場合に伴う激変緩和の対策として、運営に要する費用の一部を補助することにより、事業所の安定した運営を図り、もって障がい者の福祉を向上させることを目的とする。						
根拠条例等	重度障がい者通所施設支援事業補助金交付要綱						
交付対象条件	法人であり、障害者総合支援法第28条第1項第6号に規定する生活介護事業を行う事業所						
補助金類型	運営費補助						
補助金の使途	事業所の運営に係る経費						
補助事業の成果 (過去5年間)	(単位：円)						
	年度	事業所 A	事業所 B	計			
	平成24年度	595,356	5,000,000	5,595,356			
	平成25年度	0	3,000,000	3,000,000			
	平成26年度	0	5,000,000	5,000,000			
平成27年度	0	5,000,000	5,000,000				
課 題	事業収入の有無により返還金が生じるため、不用額が発生する年度がある。						
過去5年間の補助実績			24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (予算額)
	市補助金額		千円 5,595	千円 3,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 7,354
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
		一般財源	5,595	3,000	5,000	5,000	7,354
交付件数		2	1	1	1		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	障がい者通所施設等支援事業補助金
------	------------------

交付基準チェック

評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交 付 基 準		判 断 基 準	評 価	評 価 理 由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	○	〔計画名と該当項目〕 後期基本計画 福祉・健康 障がい者福祉 2.障がい福祉サービスの充実 事業所の安定運営を図ることにより、障がい者福祉を向上させることにつながる。
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	○	
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	○	重度障がい者に対象は限定されるが、重度障がい者が生活上必要な介護を安心して受けられることは、市全体の福祉向上につながる。また創作的活動や生産活動の機会提供は、障がい者の社会参加に寄与しており、地域福祉に貢献している。
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	×	
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	○	事業収入がある場合、その額に応じて返還されおり既得権化はしていない。ただし事業収入の有無は不安定であり、当該補助金の必要性は依然としてある。
		創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていない。	○	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	○	事業所は安定運営を継続しており、市の障がい者福祉の向上につながっている。補助効果に対して金額は多額とはいえない。国又は都の補助金と同様の制度はなく、市独自の補助制度である。
		補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	○	
		補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	○	

前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

なし（今回が初めての見直し）

上記意見等に対するこれまでの対応結果

所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

重度障がい者に対する生活介護サービスを提供できる事業所は依然として不足しており、障がい者福祉の向上を図る上で、事業所の安定運営に寄与する本補助金の必要性は大きい。

事業所Aについては、3年連続収支がプラスであり、不交付となっていることや、この状況が今後も続くことが予測されることから、経過措置としての補助の役割を終えたと考えている。

一方、事業所Bについては、毎年度収支が取れておらず、引き続き補助の継続が必要と考えている。ただし、同一として扱う事業所が平成29年度に移転することにより、報酬単価のアップ（定員20名以下の単価となるため）等が見込まれることもあることから、今後も法人と連携を図り、事業者の経営状況やサービス報酬の動向等を踏まえ、自立的な運営を目指し、必要に応じて補助額の見直し等の検討を行っている。

補助金概要表

補助金名	チャイルドライン事業補助金						
予算科目	款	項	目	事業名	青少年自立支援事業補助		
	3	1	1				
補助開始年度	平成24年度			所管課	児童青少年課		
交付目的	子どもの悩みなどを電話で聞く子ども電話相談（チャイルドライン）を行う民間団体に運営費の一部を助成することにより、チャイルドラインのPRを一層図ることを目的とする。						
根拠条例等	子ども電話相談運営費助成要綱						
交付対象条件	市内で子どもの電話相談（チャイルドライン）を行っている民間団体						
補助金類型	運営費補助						
補助金の使途	チャイルドラインの電話番号を記したカード（チャイルドラインカード）制作費						
補助事業の成果 (過去5年間)	年度	交付団体	交付金額	概要	総着信数		
	24	1団体（こまえチャイルドライン）	60,000円	40,000枚チャイルドラインカードを作製し周知を図った。作製したカードは市内小・中・高校等に16,000枚、市外小・中・高校等に24,000枚配布した。	1,368件		
	25	1団体（こまえチャイルドライン）	20,000円	12,000枚チャイルドラインカードを作製し周知を図った。作製したカードは市内小・中・高校等に12,000枚配布した。	1,524件		
	26	1団体（こまえチャイルドライン）	30,000円	17,000枚チャイルドラインカードを作製し周知を図った。作製したカードは市内小・中・高校等に17,000枚配布した。	1,232件		
	27	1団体（こまえチャイルドライン）	60,000円	50,000枚チャイルドラインカードを作製し周知を図った。作製したカードは市内小・中・高校等に7,000枚、市外小・中・高校等に43,000枚配布した。	1,340件		
課題	現在、チャイルドラインのカード作製費を補助しているが、運営費全体をみても正会員及び賛助会員の会員費で運営しているため、財源が限られている。また、受け手養成講座等研修を行い、電話の受け手を養成しているが、人材不足が課題となっている。						
過去5年間の補助実績			24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (予算額)
	市補助金額		千円 60	千円 20	千円 30	千円 60	千円 60
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
		一般財源	60	20	30	60	60
交付件数		1	1	1	1		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	チャイルドライン事業補助金
------	---------------

交付基準チェック

評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準		判断基準	評価	評価理由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	○	〔計画名と該当項目〕 狛江市子ども・子育て支援事業計画 基本目標2
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	○	市内の子どもの悩みなどを電話で聞く本事業は、青少年の健全育成及び自立支援に資するものであり公益性がある。
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	○	チャイルドラインの対象が18歳までとなっているが、学校を通じて全ての児童及び生徒にチャイルドラインカードを配布する等しており、青少年の健全育成・自立支援の観点から、市民の利益につながるものである。
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	○	
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	○	平成26年度の総着信数1,232件に対し、平成27年度の総着信数が1,340件と増加しており、必要性が高まっている。
		創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていない。	○	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	○	総着信数も増加しており、チャイルドラインカードをより多くの市民に配布することにより、本補助金の目的に合致している。
		補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	○	
		補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	○	

前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

上記意見等に対するこれまでの対応結果

所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

東京都では、子供・若者が社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援していくため、「東京都子供・若者計画」を平成27年8月に策定し、子供や若者への支援を進めていくこととなっている。狛江市としても、子供・若者への自立支援等の事業を進めていく中で、地域社会や社会全体で子供たちの健全育成に寄与する取組みとして、本事業への支援をしている。

補助金概要表

補助金名	地球温暖化対策住宅用設備設置助成金						
予算科目	款	項	目	事業名	地球温暖化対策住宅用設備設置助成		
	4	1	4				
補助開始年度	平成24年度			所管課	環境政策課		
交付目的	地球温暖化対策の一つとして、狛江市における家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図り、低炭素社会を実現することを目的とする。						
根拠条例等	住宅用太陽エネルギー利用機器設置助成金交付要綱						
交付対象条件	住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する者又は機器が設置された住宅を購入する者						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	住宅用太陽エネルギー利用機器の設置又は機器が設置された住宅を購入する費用の一部を補助						
補助事業の成果 (過去5年間)	平成24年度 太陽光発電設備 28件, 太陽熱ソーラーシステム 2件, 太陽熱温水器 1件 平成25年度 太陽光発電設備 27件, 太陽熱ソーラーシステム 0件, 太陽熱温水器 0件 平成26年度 太陽光発電設備 24件, 太陽熱ソーラーシステム 0件, 太陽熱温水器 1件 平成27年度 太陽光発電設備 31件, 太陽熱ソーラーシステム 0件, 太陽熱温水器 0件						
課題	住宅用太陽エネルギー利用機器の対象機器には3種類あり, そのうち太陽熱ソーラーシステム, 太陽熱温水器については, 助成件数が少なく申請件数に偏りがある。そのため, 平成28年度より予算見直しを行い当該2機器については, 助成を休止している。						
過去5年間の補助実績			24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (予算額)
	市補助金額		千円 2,584	千円 2,567	千円 2,336	千円 2,895	千円 3,000
	財源内訳	国庫支出金	0	0	1,141		
		都支出金					
		その他					
		一般財源	2,584	2,567	1,195	2,895	3,000
交付件数		31	27	25	31		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	地球温暖化対策住宅用設備設置助成金
------	-------------------

交付基準チェック

評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由	
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。		〔計画名と該当項目〕 後期基本計画 4 2) 低炭素社会の構築 環境基本計画 E 1	
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。		太陽エネルギー利用機器を設置することにより、二酸化炭素排出量を削減することが出来、また、その普及推進に資する。	
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。 受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	×	太陽エネルギー利用機器を購入した者へのみ助成される制度だが、価格に対し約5%の助成であり、また、他市と比べても多額ではない。
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。 創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていない。		太陽エネルギー利用機器を設置した方への助成であり、長期化・既得権化はしない。また、昨年開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で地球温暖化対策を強化していくことが確認されている。
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。） 補助効果に比べて補助金額が多額ではない。 補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	×	太陽光発電システムでは、一般的に4kwシステムならば、ご家庭で年間使用する電気の約70%をまかなうことが出来る。このシステムが各年25件以上の助成があるということから効果が上がっていると考えられる。また、上記の助成効果に比べると助成金額が多額とは言えない。なお、都で太陽エネルギー利用機器へ助成を行っているが、省エネ改修が条件となっており助成へのハードルが高くなっている。

前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

上記意見等に対するこれまでの対応結果

所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

狛江市環境基本計画を推進していくにあたり、低炭素でエネルギー効率のよいまちを基本目標のひとつに掲げ、太陽エネルギー利用機器の普及促進を進めており、利用件数も安定していることから、再生可能エネルギーの利用促進を図る上では重要な事業のひとつと考えている。そのため、平成28年度から太陽エネルギー利用機器が設置された建売住宅への助成も可能としたように市民ニーズに合わせた助成金に随時変更をしていく必要がある。

補助金概要表

補助金名	界わい緑化助成金						
予算科目	款	項	目	事業名	緑化推進		
	4	1	5				
補助開始年度	平成27年度			所管課	環境政策課		
交付目的	日常的な緑を触れ合う空間を創出し、市民が気軽に取り組むことができる緑化を推進して、身近に美しい緑が連なる景観まちづくりを推進することを目的とする。						
根拠条例等	界わい緑化助成金交付要綱						
交付対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市界わい緑化推進プログラムに参加した者。 ・ 界わい緑化完了後のイメージ図を市長に提出し、受理された者。 ・ 界わい緑化完了後、それにより植樹された樹木等の維持管理をすることができる者。 						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	界わい緑化に要する費用の一部を補助						
補助事業の成果 (過去5年間)	平成27年度 9件 助成額上限90,000円						
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化推進の補助費用に対して、緑が少ないと感じる点があり、費用対効果について、検証する必要がある。 ・ 街路における景観軸形成に関し、民有地での植栽はプランター等の設置に伴うものが大半を占め、恒常的な緑化に繋がっていないところがある。 						
過去5年間の補助実績			24年度 (決算額)	25年度 (決算額)	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (予算額)
	市補助金額		千円	千円	千円	千円	千円
	財源内訳	国庫支出金				0	
		都支出金				0	
		その他				0	
一般財源					698	1,350	
交付件数					9		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	界わい緑化助成金
------	----------

交付基準チェック

評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交 付 基 準		判 断 基 準	評 価	評 価 理 由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	○	〔計画名と該当項目〕 都市計画マスタープラン 4-3 (2) 3) 民有地の緑化推進 4-6 (2) 3) 街路の景観軸 緑の基本計画 第4章4-3(2) 緑でつながるまちをつくろう
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	○	
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	×	緑のまち推進補助金交付制度が存在する
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	×	特定の街路を想定しているため、受益者はある程度限定されている。
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	○	特定街路における民地の緑化を促進する側面はあるものの、プランター等による植栽もあるため、恒常的な緑化の推進として位置づけることは難しい。
		創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていない。	×	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	×	都市計画マスタープランで街路の景観軸に位置付けられた当該地域について、一定の緑化実績は出来たものの、街路としての客観的な変化は見出しにくく、費用に対して効果が上がっているとは言いがたい。なお、国や都の事業との重複はない。
		補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	×	
		補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	○	

前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

上記意見等に対するこれまでの対応結果

所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

都市計画マスタープランに位置付けている街路の景観軸の形成を進めていく上で、民有地の沿道緑化は一定程度図れたものの景観軸を補完し、質の高い景観創出に寄与する手法としては期待する効果は得られていない。また、恒常的な緑化の推進を目的とする「狛江市緑の保全に関する条例」に基づく緑化計画・指導や「緑のまち推進補助制度」などにおいてプランター等による植栽を認めていない中で、当該補助制度により実施された植栽の多くがプランター等によるものであることから、緑化推進の観点からも課題がある。

以上のことから、都市景観軸形成及び緑化推進の事業として継続することは難しい。